

## 「特殊詐欺被害」等の未然防止策による 高齢者（70歳以上）のATM取引制限について

平素は瀬戸信用金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

全国的に特殊詐欺等が多発する中、ご高齢の方を狙って、役所職員や当金庫職員を騙った詐欺および「カードすり替え型」「カード手交型」の手口による詐欺等の被害が増加しています。

この度、当金庫では、このような詐欺被害等を最小限にするため、70歳以上のお客さまのATM取引制限を、下記のとおり一部変更させていただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更日

令和3年11月4日（木）

#### 2. 変更内容

70歳以上のお客さまの、一日あたりの出金限度額を 200万円から100万円に引き下げいたします。

#### 3. 変更後の70歳以上のお客さまの「ATM出金制限」

| 年齢                | 条 件                               | 一日あたり<br>(ICキャッシュカードの場合)       |
|-------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 70<br>歳<br>以<br>上 | ① 1年間 ATM による<br>出金取引がない口座        | 出金限度額 10万円                     |
|                   | ② 1年間 ATM による出金取引が<br>全て50万円以下の口座 | 出金限度額 50万円                     |
|                   | 上記①、②以外の口座                        | 出金限度額 100万円<br>※生体認証の場合「500万円」 |

※ATMによる出金取引には現金出金、振替出金、振込出金を含みます。

※個人事業主およびインターネット支店の口座は制限対象外です。

#### 4. 出金限度額の引上げについて

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。

本人確認および所定の手続きのうえ、限度額を変更させていただきます。